

## **[事案 27-8] 家族年金支払請求**

・平成 27 年 7 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

家族収入保険について、契約時の募集人の誤説明を理由に定年前の退職による家族年金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 9 年 2 月に契約した家族収入保険について、以下のとおり求める。

- (1) 契約時において、募集人から、定年前の失業に備えて失業保険を補填する保険であるとの趣旨の説明を受け、このことに非常に魅力を感じて申込みをしたものであり、本契約は、定年前の退職により家族年金が支払われるものであった。
- (2) 仮に、家族年金の支払いが認められない場合は、募集人は契約時に誤った説明をしているため、既払込保険料全額を返還すべきである。
- (3) 仮に、既払込保険料全額の返還が認められない場合は、自分は、平成 17 年のマンション購入時に、保険会社に本契約の家賃保証の特約を解約するとの連絡を行っており、この時に家賃保証特約が存在しないことなどの説明がなく、本契約が失業時の保証と誤認したまま保険料を支払ってきているので、平成 17 年以降に支払った保険料を返還すべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、被保険者の死亡または所定の高度障害状態が認められた場合に保険金（家族年金）が支払われるものであり、被保険者の退職・失業は支払事由に該当しない。
- (2) 募集人は、設計書、約款、保険証券を渡して募集手続を正しく行っており、また、申立人を誤解させるような説明は一切行っていない。
- (3) 平成 17 年に、申立人と当社担当者との間で、申立人が主張するようなやり取りはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の保険商品の説明内容など契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人主張の内容の契約が成立したとは認められず、また募集人の説明義務違反および保険会社の説明不足も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。